興部町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	興部町教育委員会
任命権者	興部町教育長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
興部町教育委員会	興部町教育委員会においては、職員数が20名程度の小規模な機関であり、
における障害者雇	これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
用に関する課題	また、障害者雇用に対する意識・理解について有識者や関係機関と連携をと
	りながら、障害者雇用に向け更なる体制整備や各種取組を行う必要がある。
目標	
1. 採用に関する	障害者雇用の推進に関する理解を深める。
目標	
2. 定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない。
目標	
取組内容	
1. 障害者の活躍	○障害者雇用推進者として管理課長を選任する。
を推進する体制整	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の
備	相談窓口を設置する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任す
	るとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労
	働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ
	る。
2. 障害者の活躍	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合
の基本となる職務	は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
の選定・創出	
3. 障害者の活躍	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の機会に障害者である職員に対
を推進するための	しては、必要な配慮等の有無を把握し、必要な措置を検討する。
環境整備・人事管	○募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
理	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自立で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる
	こと」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に
	基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推
	進する。